実務経験証明書

ふりがな				・ 生年 <i>)</i>	7 p		年	月	日
氏 名					1 H		+	Л	H
現住所	₹						(TEL)
他に連絡先がある場合その 名称及び所在地	名 称						(TEL)
	所 在 地	₹							
委託契約に基づ き保安監督業務 に従事した期間		月	日 ~	年	月	日			
		月	日 ~	年	月	目			
							通算期間	年	月
							世界別刊		л
上記の者は、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条第2項に規定する委託契約 に基づき、上記のとおり実務経験を有することを証明します。									
	これり天務経験 手 月	日	の 一 C を 証	りしょ	90				
_	1 /1	H							
所在地 〒 設置者の氏名又は名称									
設直省の氏名文は名称 法人にあっては代表者の氏名							印		

※ 電気事業法施行規則第52条第2項

自家用電気工作物であって、出力千キロワット未満の発電所(原子力発電所を除く。)のみに係る前項の表一、二、三若しくは七の事業場、七千ボルト以下で受電する需要設備のみに係る同表三若しくは七の事業場又は電圧六百ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみに係る同表七の事業場のうち、当該発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を委託する契約(以下「委託契約」という。)を別に告示する要件に該当する者又は別に告示する経済産業大臣が指定する法人と締結しているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣(事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する経済産業局長。次条第一項において同じ。)の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみに係る同表三又は七の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。